

神奈川県県営住宅の管理に関する事務について

1 概要

本県では、公営住宅法（以下「法」という。）の規定に基づき、神奈川県県営住宅（以下「県営住宅」という。）を設置し、その管理を行っている。

法第 16 条第 1 項及び神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、県営住宅の入居者は、毎年度、収入を申告しなければならない。また、法第 34 条及び条例第 46 条の規定に基づき、知事は、家賃の決定、家賃若しくは金銭の減免、敷金の減免、家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、明渡しの請求、あつせん等又は県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者等に報告を求め、又は市町長等に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

県営住宅の入居者に係る収入の状況は、条例施行規則第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、毎年度、規定の様式（収入申告書）及び入居者から提出された収入状況に係る証明書類（課税証明書等個人住民税情報）の内容をもとに審査を行っている。

当該事務に個人番号を活用することにより、次の 3 点について入居者及び本県（指定管理者）にメリットをもたらすことが期待される。

- ・ 入居者においては、収入申告書の作成や必要書類の準備に係る労力及び経済的負担の軽減
- ・ 県（指定管理者）においては、書類の確認や入居者への修正指示等の労力の軽減
- ・ 入居者に対して利便性の向上を打ち出すことによる収入申告書の回収率向上

2 事務の流れ

別紙のとおり

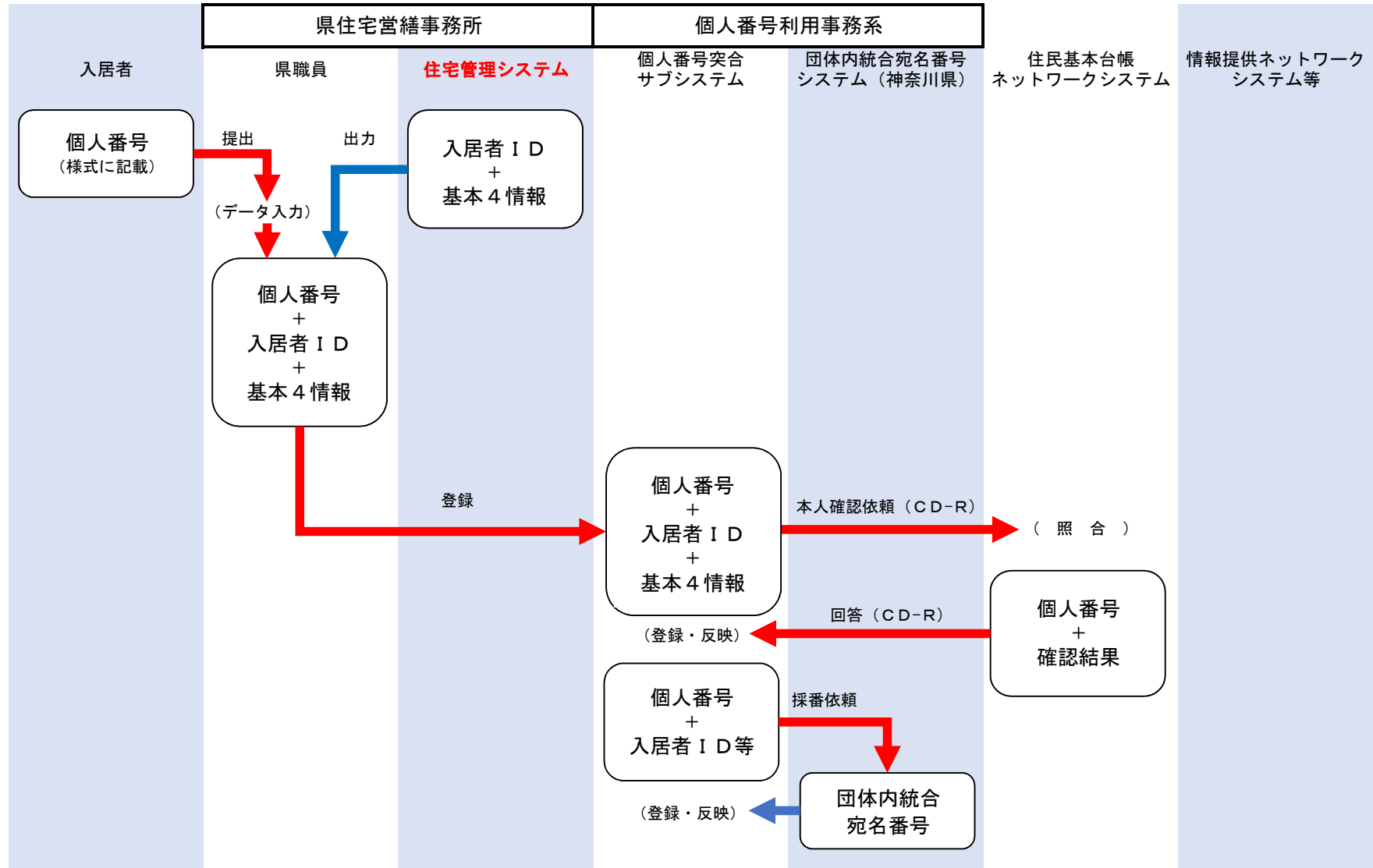
3 留意事項

県営住宅を総合的に管理する「住宅管理システム」については、内容を刷新して令和 7 年 4 月に稼働を開始することを予定しており、これに合わせて、個人番号を活用した県営住宅の入居者に係る収入状況の把握を導入することを検討している。

○ 事務の流れ（その1）

<個人番号と団体内統合宛名番号がひもづいていない場合>

別紙

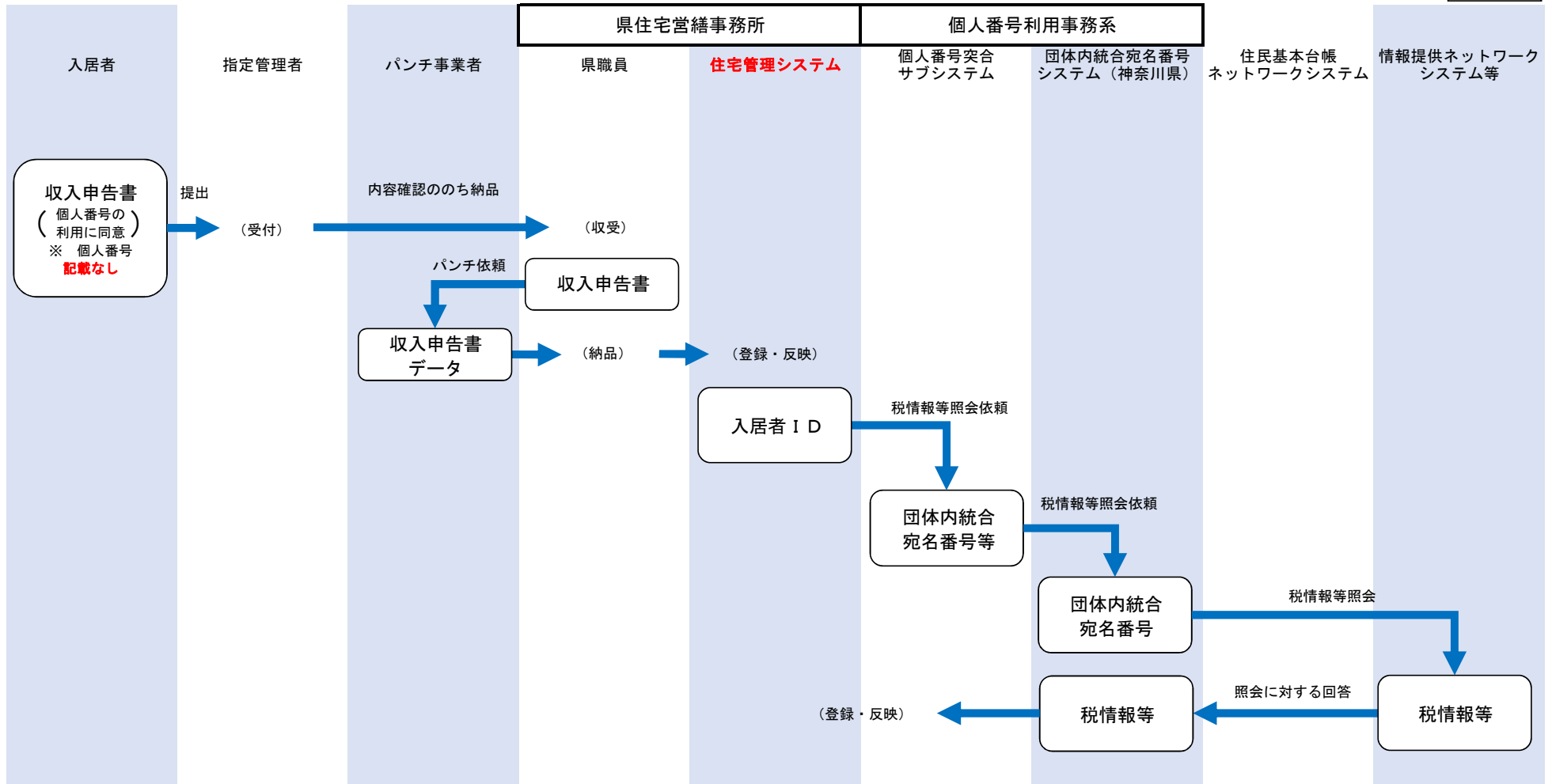


※ 基本4情報 … 氏名、住所、生年月日及び性別

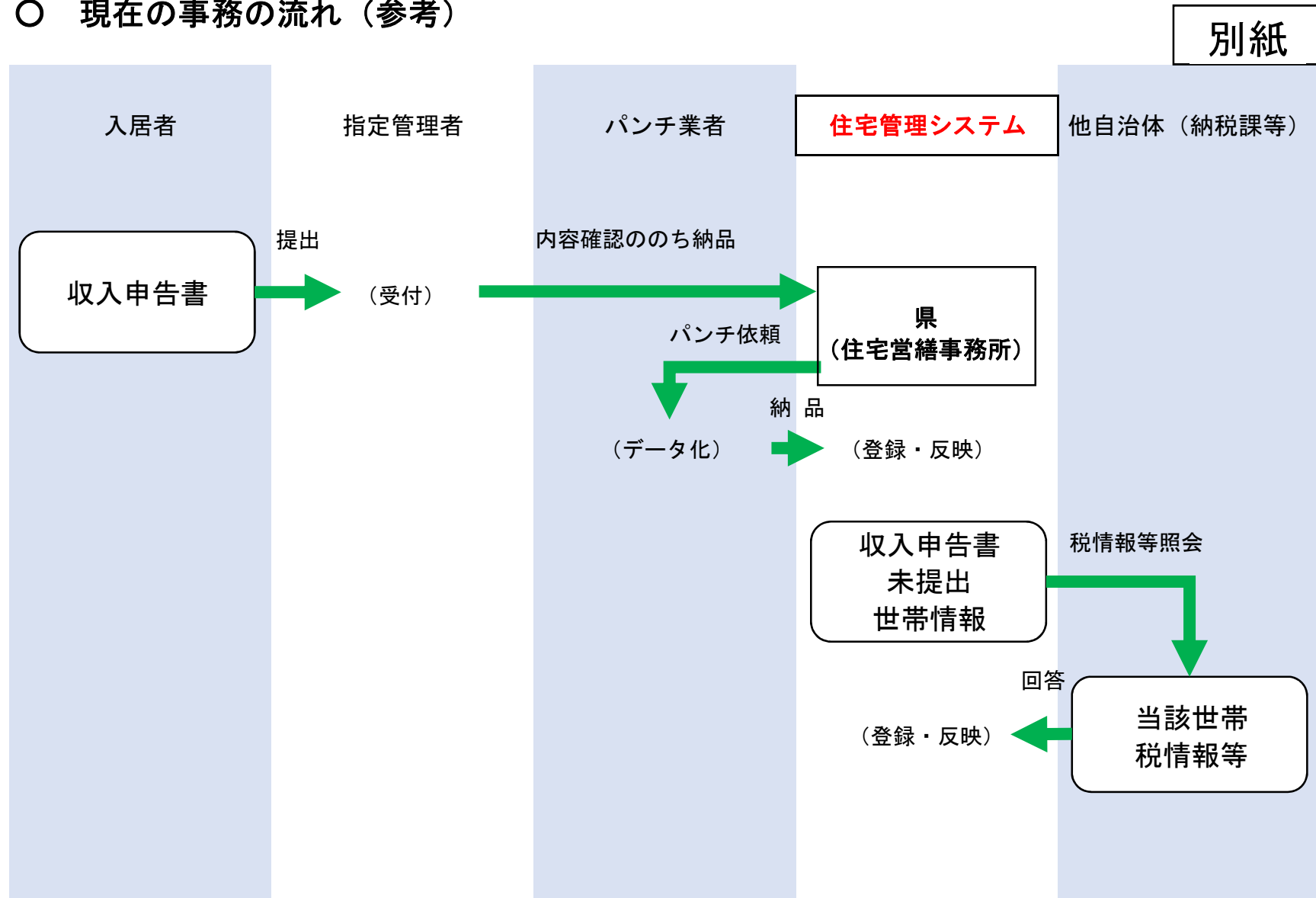
○ 事務の流れ（その2）

<税情報取得時>

別紙



○ 現在の事務の流れ（参考）



特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	神奈川県県営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、神奈川県県営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、以て個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

個人情報保護委員会への提出時に提出日を当課で記載予定

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	神奈川県県営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>○公営住宅法の規定に基づく県営住宅の管理に関する事務</p> <p>公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項及び神奈川県県営住宅条例(以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、県営住宅の入居者は、毎年度、収入を申告しなければならない。また、法第34条及び条例第46条の規定に基づき、知事は、家賃の決定、家賃若しくは金銭の減免、敷金の減免、家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、明渡しの請求、あつせん等又は県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者等に報告を求め、又は市町長等に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>当県における次に掲げる事務については、入居者から提出を受けた当該入居者の収入状況に係る証明書類(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報を記載した課税証明書(個人住民税情報))の記載内容に基づき行うことができる。また、県は、入居者からの申出に基づき、当該入居者の個人番号を用いて「個人住民税情報」に係る照会を入居者が居住する市町に対して行って得た回答内容に代えることもできる。</p> <p>1 全入居者に対して毎年度定期に行う事務</p> <ul style="list-style-type: none">・家賃の決定(収入超過者等を含む)に関する事務 <p>毎年度7月までに収入申告を受け付けて10月に審査を行い、翌年度の家賃を決定する。決定した家賃については、同年12月に入居者あて通知する。</p> <p>2 当該入居者に対して随時行う事務</p> <ul style="list-style-type: none">・敷金の金額決定に関する事務 <p>県営住宅の入居者から入居時に徴収する敷金について、収入申告に基づいて決定した家賃額を算定の基礎として、その2月分に相当する額を決定し徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none">・同居の承認、地位の承継、移転の承認に関する事務 <p>資格審査を行い、入居者に対して通知する。</p> <ul style="list-style-type: none">・県営住宅の明渡しの請求の決定に関する事務 <p>県営住宅の入居者が当該県営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入があるときは、当該入居者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求する。</p> <ul style="list-style-type: none">・他の住宅をあつせんする事務 <p>県営住宅の入居者が当該県営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせん等を行う。</p>
③システムの名称	神奈川県県営住宅管理システム(令和7年度稼働に向けて構築中で名称未定のため仮称)及び神奈川県県営住宅管理システムサブシステム(同)

2. 特定個人情報ファイル名

県営住宅管理システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第19
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会に限り行い、情報提供は行わない。 ・番号法第19条第8号 別表第二の第31	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	神奈川県 住宅営繕事務所
②所属長の役職名	住宅営繕事務所長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	神奈川県知事 (事務担当室課所) 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (電話)045-210-3720(直通) 神奈川県 住宅営繕事務所 横浜市 西区 岡野2丁目12-20 横浜西合同庁舎 3階 (電話)045-311-8105(直通)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	神奈川県 住宅営繕事務所 入居管理課 横浜市 西区 岡野2丁目12-20 横浜西合同庁舎 3階 (電話)045-311-8105(直通)
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

